

(第一類 第十六號)

衆第十六回國議院

建 設 委 員 會 議 錄

第九号

二八一

昭和二十八年七月七日(火曜日)

十一

卷之三

李貞長
外野忠治君

理事中島 茂喜君 理事山下 榮二君
理事佐藤虎次郎君

出席	逢澤
政府委員	寛君
まつゆき	高田
まつゆき	弥市君
松崎	堀川
志村	恭平君
山田	村瀬
高木	宣親君
松吉君	三鍋
	義三君
	中井德次郎君
	只野直三郎君

建設政務次官	南	好都君
建設事務官	石破	二朗君
(大臣官房長)		
建設事務官	濱江	
(計画局長)		
委員外の出席者		
建設事務次官	稻浦	
建設事務官(大臣官房建設課長)	鹿藏君	
宮内	潤一君	
建設事務官		

の審査を本委員会に付託された。
同月四日
産業労働者住宅資金金融通法案に関する陳情書（社団法人日本造船工業会
会長丹羽周夫）（第六七九号）
を本委員会に送付された。

登録を受けようとする者は、前項の規定による外、同一都道府県内にあるその営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの）をいう。（以下同じ。）の一人以上置く者でなければならぬ。

第一條各号は除く以外の部分に「營業所」(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの)をいう。以下同じ。」を「營業所」に改める。

第七條第四号中「第五條各号に規定する要件の二をそなえる被申請者を

委員平井義一君辭任につき、その補欠として高田弥市君が議長の指名で委員に選任された。
同月七日
委員伊藤好道君辞任につき、その補欠として伊藤好道君が議長の指名で委員に選任された。
同月七日
○久野委員長 これより会議を開きます。
す。 本日はまず建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。その提案理由の説明を聴取いたします。南政務次官。

有すること」を「第五條第一項各号に規定する要件の一をそなえる技術者を有すること」及び同條第二項に規定する要件をそなえていること」に改める。

おいて役員であつた者を含む。」を
「取消の日前三十日以内において、
法人である場合においては、その役
員又は政令で定める使用人（以下本
條中「使用人」という。）であつた
者（個人である場合においては、その
支配人、法定代理人又は使用人であ
つた者を含む。）に改め、同項第三
号中「法人である場合においては、
刑に処せられた日において役員であ
つた者を含む。」を「刑に処せられ
た日前三十日以内において、法人で
ある場合においては、その役員又は
使用人であつた者、個人である場合
においては、その支配人、法定代理
人又は使用人であつた者を含む。」
に改め、同項に次の一号を加える。
六 個人でその支配人が第一号から
第三号までの一に該当する者であ
るもの

第十六條中「建設省令」を「政令」
に改める。

第二十一條第一項中「但し、」の下
に「公共工事の前払金保証事業に關
する法律（昭和二十七年法律第百八
十四号）第二條第四項に規定する保
証事業会社の保証に係る工事又は」
を加える。

第二十二條を次のように改める。
(一)括下請負の禁止

第二十二條 建設業者は、その請け
負つた建設工事を、如何なる方法
をもつてするを問わず、一括して
他人に請け負わせてはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

第二十四条に後段として次のように加える。

この場合において、建設業審議会は、当該建設工事の請負契約が第十八條の規定の趣旨に反して公正でないと認めるときは、当該請負契約の当事者に対しても、その契約の内容を変更することを勧告することができる。

第二十四条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、建設業審議会は、必要があると認めるときは、当事者又は参考人の出席を求めることができる。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 主任技術者の設置

第二十六条第一項中「第五條」を「第五條第一項」に改める。

第二十七条 削除

第二十八条第一項に次の二号を加える。

六 建設者が、その請け負つた建設工事を第十條の規定に違反する者に請け負わせたとき。

第二十九条第二項中「当該建設業者に対し、」の下に「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会にはかつて」を加える。

第二十九條各号列記以外の部分中「左の各号の一に該当するときは、」の下に「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会にはかつて、「」を加え、同條第一号を次のように改め
る。

第五條第一項各号に規定する要件をそなえる者を次くに至つた場合又は同條第二項に規定する要件を次くに至つた場合第二十九條第二号中「第五号」を「第六号」に改める。

(前項において準用する場合を含む。)を削り、同條第四項中「建設省令」を「政令」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を第二項として、同條第四項を第三項とする。

第三十二條に次の一項を加える。

前項の規定は、第四十二條の規定により第二十八條第一項に規定する建設大臣の権限を委任された都道府県知事が同條同項に規定する処分をする場合について準用す

求に応じなかつた者
附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十一條第一項第二号及び第三号並びに第二十二條の改正規定は、この法律の公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

施行の日から起算して六十日以内において建設大臣に登録を申請した者については、適用せず、これらの方については、なお、改正前後の建設業法第二十七條及び第四十一条第三号の規定の例によるものとする。

この法律施行の際、現に建設業審議会の委員である者の任期は、この法律施行の日前に委員であつた期間を通算する。

工事を除き、これらの工事のみを許可することとし、土木工事等と同様、本法を適用することとしたのであります。

第二に、登録要件の強化であります。が、現行法におきましても、建設大臣の登録を受けた建設業者は同一都道府県にある営業所の一に一定の資格を備えた技術者を置くを建前としてはいるのであります。が、これを登録の要件といたしますとともに、登録の際の拒否要件

第二十九條の次に次の二條を加え
る。

第三十四条第二項中「建設工事の標準請負契約約款」の下に、「入札の参加者の資格に関する基準並びに

第三十七條第一項本文中「六月」を「三年」に改め、同條第二項但書を削る。

第四十二条中「特別の必要がある」と認めるときは、「」を「政令の定めるところにより、第二十八条第一項及び第三項並びに」に改める。
第四十四条中「第三十一條」を「第十四條第二項及び第三十二條」に改める。

3
建設業法第十八條から第二十四條まで、第二十六條及び第四十一条の規定は、前項の規定により建設業者とみなされた者については、適用しない。

4
建設業法第十七条の規定は、附則第二項後段の規定により建設業

以下、本改正案の主要な点につきま
す。
電鋸事件の強化 一括下請負の禁止の
強化及び建設業審議会の委員の任期の
延長と権限の強化等をはかる必要があ
ると存ずるのでありますて、これが本
改正法案提案の主たる理由でございま

括して請負う場合等についても禁止めることとしたのであります。

第三十條中「又は都道府県知事」を「若しくは都道府県知事又は当該建設業者が建設業を営んでいる地を管轄する都道府県知事」に改める。

第四十七條第三号を次のように改める。

第三十一條第一項中「すべての建設業者」を「建設業を営むすべての者」に、「その登録を受けた建設業者」を「当該都道府県の区域内で建設業を営む者（建設大臣の登録を受

(同條第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

けた者を除く。」に改め、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、

二 正当な理由がなくて第二十四条第二項の規定による出頭の要

前項において準用する建設業法 第五條第一項後段に規定する通知をしなかつた者は、二万円以下の罰金に処する。

については、それのみを單一に請負うことを営業としている者につきましては、適用を除外しているのであります。また、最近におきましては、この種の工事等も、その重要性からも、またその請負金額の点からも、現在建設業法の適用を受けている工事と差異を設けられなくなつて参つておりますので、壁紙

第五は、建設業審議会の委員の任期を延長し、その権限を強化したのであります。現行法によりますと、委員の任期は六月で、二回以上の再任を禁じておりますが、これはあまり短期に失しますので、任期を二年とし、再任を妨げないこととしたのであります。

す。次に権限の強化であります。現行法におきましても、建設業審議会は、建設工事の請負契約に関する紛争の生じた場合、当事者の申請に基いて、紛争解決のあつせんを行ひ得ることとなつております。本法施行以来そのあつせんしたものは、約五百件に上り、注文者にも、請負者にも多大の利便を与えておりますが、紛争の原因を調べますに、その内容が明確でないもの、あるいは不合理なものが多いのであります。このよろな場合は、その契約内容を公正にするよう、変更の勧告をすることができる」といたしましたのであります。また中央建設業審議会が建設工事の標準請負契約約款を作成し、これが実施を主な注文者等に勧告して来たことにより、從来その不合理性と斤銭性の特に強かつた建設工事の請負契約が年とともに是正されつつあります。なお入札方法の合理化を期することとしたのであります。その他以上の諸点に關連して関係各條文の整備をはかつたのであります。

以上、建設業法の一部を改正する法律案の主要な事項について、説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願いする次第であります。

○久野委員長 次に本案につきまして政府委員より逐條説明を聽取いたしまず第三條の改正は、現在建設業法

の適用を除外している板金工事外七種の工事について、その重要性の増加、請負金額の増大等にかんがみ、土木工事、建築工事と同様に建設業法の適用を受けるようにし、もつて、法に規定する保護、助成、監督がこの種工事にも及び得るようにしたのであります。これに伴つて一件三十万円未満の工事のみを請負う者と、壁紙工事のみを請負う者のみが本法の適用除外となるのであります。が、これら適用を除外された業者につきましても、後にそれべくの箇所において述べる理由によりまして、一括下請の禁止及び報告検査の規定だけは、なお適用する必要があるので、第三條本文の改正をあわせ行つた次第であります。

改正は、現行法では登録取消の日または刑に処せられた日に法人の役員であつた者が登録の申請をして来た場合にのみ、これを拒否できることになつておりますが、他の法令との均衡を保つたまゝに、また会社の無責任な営業所長等が、不誠実な行為をしながら独立して登録して来るのを防止するため、これを改めて、それらの処分のあつた日の三十日前に役員、支配人、または重要な地位にあつた使用人については、登録を拒否し得るよういたしました。同條に第六号を追加したのは、第五号と均衡をはかるためであります。

第十六條、第三十一條第四項及び第四十二條の改正は、都道府県知事に義務を課した権限を委任する規定でありますから、現在建設省令によつているものを、地方自治法第百四十九條の改正に伴いまして、政令によつてその細目等を定めることとしたものであります。

第二十一条は、昨年公共工事の前払金保証事業に関する法律が公布されたことに基き、請負契約の当事者間に請負代金の全部または一部を前払いする約定がある場合においても、同法に基く保証に基く保証事業会社の保証がある場合には、保証人を立てるに及ばぬ旨を規定したのであります。

次に、一括下請負の禁止に関する第二十二条の改正であります。現行法によりますと、登録を受けた建設業者が登録を受けた建設業者に一括下請負をさせる場合のみを禁止しておりますが、これでは法の趣旨を徹底できませんし、無登録業者等に一括下請負させたような場合の方が、より注文者に迷惑を及ぼすことになるので、これを改

めまして、注文者の書面による承諾がある場合を除いては、元請負人については何人にも一括下請負させることを禁じ、また無登録業者には一括下請負をすることはならぬということにしたのであります。従いまして、この規定は無登録業者にも適用のあることは、第三條の改正に関する説明の際に申し述べた通りであります。

次に第二十四條の改正でありますが、建設審議会が紛争のあつせんを依頼された場合、從来の経験に照しますと、紛争の原因が請負契約の不備または不合理に基くことが多いので、同條の後段において当時者にその契約の内容を変更することを勧告できる権限を加えました。またあつせんの性質上、どうしても当時者または参考人の出頭を要する場合が多いので、同條に第四十九條を改正し、出頭した参考人には旅費、日当を支給し得るようにし、また出頭に応じない者に対しては二万円以下の過料に処することといたしました。

第二十六條の改正は、第五條の改正に伴い條文を整理したものであります。また建設業者が無登録業者等に部分下請負をさせる場合においても、相手の弊害が認められますので、実情に応じて建設大臣または都道府県知事が適当な指示または勧告をなし得るよう、第二十八條第一項に第六号を加えました。

これを行うことになつておりますが、これら重大な処分については最も慎重を要しますので、建設業審議会に諮問をして適正な処分を行つよう改めたのであります。なお第二十九條第一号該段の改正は、従来からも第五條との間に矛盾があるやに感ぜられておりましたので、この際これを是正したものであります。同号後段の改正について申述べた際に申し上げました。同條第二号の改正も先刻申し述べた第十一條の改正に伴い整理したものであります。

第三十九條の二の一條を新設いたしましたのは、従来建設業者あるいは会社の業務を執行する役員等の中には、その所在が不明となつて調査聴聞等ふなし得ず、従つて処分し得ないという例が相当ありましたので、これらについて官報または都道府県の公告にその事実を公告して三十日間当人等からの申出を得つこととし、何らの申出もなきときは登録の取消しをすることができます。

第三十條を改正いたしましたのは、現行法においては、建設業者に不誠實行為等があつた場合にも、その利害関係人は、単にその建設業者が登録を受けた建設大臣または都道府県知事にのみ、その事実を申告し適当な措置をとることを求めるのにすぎませんので、さらに利害関係人を厚く保護するため、当該建設業者が仕事をしている土地を管轄する都道府県知事等に対しても、申告及び適当な措置の請求をなし得るようにしたのであります。しかししてその申告を受けた知事のとるべき措置については、第四十二条の改正によつて、第二十八條に規定する指

示、勧告及び知事登録業者の営業の停止はみずからこれを行ひ得ることとし、建設大臣登録業者に対する営業の停止及び登録の取消し処分を行う必要があるると認めるときは、建設大臣または登録した都道府県知事にその旨を通じて、その権限の発動を容易にする。また建設業者が無登録業者に下請負させたような場合には、その無登録業者から報告を徴し、必要に応じてその業務、工事施工の状況等を検査しなければならぬ場合が多々ありますので、第三十一条第一項から第三項までの規定を改正いたした次第であります。また第三十二条に第二項を追加いたしましたのは、第三十条及び第四十二条に符節を合せたものであります。

次に第三十四条第二項の改正は、建築業の健全な発達をはかるためには、標準請負契約約款の作成及びその実施の勧告のはかに、入札制度を合理化する基準及び請負價格中最も困難な問題を含んでいいる予定価格中の諸経費算定に関する規準を確立して、これを広く採用せしめる必要があると認められますがので、中央建設業審議会の権限を改めて、この二つの基準の作成及びその実施の勧告権を規定したのであります。その委員の任期は六月で、しかも二回以上申上げましたごとく、建設業審議会の権限及び責任はきわめて重大となつたのであります。現行法では、と存じまして、第三十七条を改正いたしました次第であります。

以上、建設業法施行以来約四箇年の事例に照して、所要の改正を行つたのであります。が、この改正によつて新たにこの法律の適用を受けることになる者もあり、またこれを即時施行いたしますときは、種々な困難を生ずる面もあると思われますので、この間の調査をはかりまして、実情に即した方法をよりつて実施できますように、附則を改正した次第でござります。

以上、逐條にわたりまして御説明を申し上げました。

○久野委員長 本法案に対する質疑は次会に譲ることにいたします。

ます。道路の決壊箇所が五千一百四十四箇所、橋梁の流失千二百三十戸、堤防の決壊箇所二千四百八戸、山くずれ四千四百七十七箇所に上つております。家屋の全壊は千八百十四戸、家屋の流失六百七十一戸、半壊六千五百十六戸、浸水家屋は二十八万一千戸に達しておりますのであります。

次に、大分県について申し上げますと、土木関係の被害総額は二十五億円といわれております。河川の決壊箇所が七百八十二箇所、道路の決壊箇所が一千二百七十箇所、橋梁の流失二一百六十、それから住宅の被害は、流失が六百二十九戸、全壊三百四十九戸、半壊九百二十三戸、浸水三万九千八百五十三戸に達しております。

佐賀県について申し上げますと、土木関係の被害総額は約二十五億でございまして、堤防の決壊箇所が五百五十五箇所、がくくずれが四百二十一箇所、道路の決壊が千五百六箇所、橋梁の流失百八十五となつております。住宅の全壊が六百二十三戸、半壊七百五十二戸、流失八十七戸、浸水家屋は九万九千百戸になつております。

長崎県について申し上げますと、堤防の決壊箇所が五百三十四箇所、道路の決壊箇所が千四百二十九箇所、橋梁の流失が五十五、がくくずれが三百十四箇所、住宅の全壊が百七十四戸、半壊四百四戸、浸水家屋は七千四百四十六戸となつております。土木関係の被害総額は四億六千万円に達しております。

次に、熊本県の状況について申し上げますと、堤防の決壊箇所が五百九十八箇所、道路が千七百六十九箇所、橋梁の流失百七十、土木関係の被害総額は四億六千万円に達しております。

は百七億七千万円に達しております。全壊家屋は七百八十三戸、流失家屋が六百七十三戸。半壊家屋が二千七百九十八戸、浸水家屋が七万一千九百三戸になつております。

なお、私ども視察はしなかつたのでございますが、ちょうど視察中にまた豪雨がありまして、鹿児島県、山口県に相当の被害があつたということを聞いたのであります。

以上、特に建設省関係の被害を県別に申し上げたのでございますが、現地におきまして私どもが感じましたことは、何分にも今回の降雨量が、いまだかつてない降雨量でございましたために、今申し上げましたような未曾有の被害を引起したのでござりますが、この根本的な対策並びに応急対策を樹立いたしますためには、本委員会から至急に委員を派遣されまして、現地におきましていろいろと検討をする必要があると考えられるのであります。これは国会開会中には委員を派遣しないといふ原則になつておるのでござりますけれども、今回の災害が未曾有の災害でありましただけに、前例を破りましてでも、一日も早く委員を派遣されるよう、委員長においてとりはからわれるよう、この機会を要望いたしたいと思うのであります。

なお詳細にわたりまして御報告を申し上げたいと思うのでござりますが、本日の本会議におきまして、調査慰問団の金光団長から報告をいたすことになつておりますので、これをお聞き取りを願いたいと思います。

なお御質問がありますれば、私からお答えをいたしたいと存じます。

○久野委員長 ただいま中島君より御

○久野委員長 次に、土地収用法の一部を改正する法律案について、逐條御説明を申し上げます。第十四條及び第十五條の改正規定でござります。

まず第二章関係の改正につきまして申し上げます。第十四條及び第十五條は、現行法上は障害物といわゆる土地収用法の対策になつておられます公工事をいたす場合における準備行為として障害物の伐除、町村長の許可を受けて強制土地立ち入り等がござる規定でございますが、これに対しまして今回の改正は、ダム工事等を施行する場合の地質調査のためのボーリングを、起業者は知事の許可を得てでありますごとく改正いたしたいのでござります。この際の「試掘等」の字句には、試掘、試錐に伴う障害物の伐除をスケートルに及ぶ場合を予定いたしております「試掘」と申しますのは、主として横に掘る長隧道でありまして、半径一メートルないし二メートルに及ぶ場合を予定いたしております。現在の試錐の実際の作業から申しまして、大体半径二十七センチメートルを組みましてドリルで縦穴を掘るとありますように、委員長におきまして運営委員会では、委員長におきまして運営委員会と十分協議をいたしまして、御趣旨に沿いたいと存じます。

廣

試掘、試錐いずれの場合におきましては、深さは大体三、四十メートルに及ぶのが通常でございます。試掘、試錐の作業と一緒に工事をして取扱つておりますとして、括して知事の許可を受けしめることにいたしております。この場合に、現行法の障害物伐除と異なりまして、特に試掘等につきましては、知事の許可事項といつてございまが、これは、試掘等の場合におきましては、土地の形質の変更を伴う場合が予想されますので、単なる植物等の障害物の伐除の場合に比較いたしまして、慎重に取扱う必要がありますのと、試掘等におきましては、主としてダム建設に伴う準備作業でございますので、その事業の規模から申しまして、市町村長というよりも、むしろ当該関係都道府県知事の関心でござりますので、そういう意味合いからいたしまして府県知事の許可事項といつたのでござります。

次に、第十四條の第二項の関係になります。第十四條の第二項は、從来障害物の伐除の場合におきまして、土地所有者ないしは占有者に対する事前通知の規定をいたしておりますのでございました試掘等を行う場合におきましても、同様土地所有者ないし占有者に対する事前通知の規定を追加いたしたわけござります。

第十四條の第四項でございますが、これは新しく挿入いたした規定でございまして、先ほど申し上げましたように、試掘等に伴う障害物の伐除の場合におきましては、一般的の測量あるいは

除と違いますて、特に土地所有者の事前同意、事前の通知の義務を省略することはできない。一般的な障害物伐除の場合におきましては、この事前通知あるいは事前同意が事実上困難である場合は省略することを許しておりますが、これに対しましては、そういう特例を許さないということに規定をいたしたのでございます。その理由は試掘等に伴います障害物の伐除は、一般の測量等による障害物の伐除の場合と異なつておりますて、それを行う地形等は、あらかじめ知ることができるものでございまして、かつ試掘等に要する期間も、相当長期にわたるのが通常でございますから、一般的な障害物伐除の場合と、その取扱いを異にする必要があると考えたからでございます。

次に第十五條の第二項でございますが、これは準備作業において土地の立ち入りをいたす場合に、特に先ほど申し上げました市町村長の許可の証票等を携帯する義務を規定したのでございますが、試掘等の場合におきましても、これと同様の意味におきまして、知事の許可証を携帯する義務を規定いたしましたのでございます。

次に、第二章の二の「あづ旋委員のあづ旋」の関係の規定を御説明申し上げます。あづせん制度は、土地細目の公告、いわゆる収用法の手続の一部でございます。土地細目の公告前でござりますれば、事業認定の行われました前後を問いませんで、これをなし得ることになつておるのであります。しかしながら、用地取得に関します紛争の現状から見ますと、ほとんど全部が事業認定の以前に起きたということに

なつておりますので、そした過去の実績からいたしまして、あつせんの申請を事業認定の衝の前に行うこととに規定いたしましたのでございます。

そこで第十五條の二のあつせんの申請でございますが、あつせんの申請をなし得る事業は、ここに規定してござりますように、土地収用法で規定いたしております第三條の各号の一に掲げたは使用し得る事業があるわけでございますが、これらの事業は、それべく特異性がありますがゆえに、収用法とは別個の手続を設けているものでございますから、これを収用法上のあつせんを行ひ得る事業から除外することにいたしたわけでございます。あつせんの申請を行ひ得る者は「関係当事者の双方又は一方」ということに規定いたしております。従いまして、関係当事者の片方が申請をする場合におきましては、相手方の同意を得る必要はないことになつております。この場合の「関係当事者」と申しますのは、起業者及びその相手方、すなわち土地所有者あるいは土地に権利を持つておる、わゆる起業の補償の対象となり得る当事者でございます。そういう意味であります。従いまして「相手方」と申しますのは、紛争にかかる土地等に所持または所有権以外の権利を有するものを意味いたしております。従いまして、単なる政治的あるいは感情的な起業者に対する反対者は、関係当事者として多数の場合が想定されます。ま

たそれから多数の者が代表者を選んで、その者が相手方になる場合も考へられるわけでございます。

十五條の但書の規定を御説明申上げます。但書の規定は、土地細目なしと権利細目、土地細目と同様な手続でございますが、そういう細目の公告申請があつた後には申請はできない、こういう規定になつておるわけでございますが、その趣旨いたしますところは、土地細目の公告の申請という土地等の強制取得のための手続が、すでに起業者から申請された場合におきましては、もはや起業者においてはあつせんに応ずる意思がないものと推定されるわけでございまして、そういうふた關係におきましてあつせんの申請はなし得ない、こういう但書を規定いたしたのでござります。

次に第二項に移ります。あつせんを行いますのは、知事でも収用委員会でもございません、特別にここで規定いたしましたあつ旋委員がこのあつせんに当るということになつております。二項のあつせんを行うに適しないと認められる場合の関係を申し上げますと、あつせんを行ふに適しない場合と申しますのは、たとえば第一に、事業が第三條の各号の一に該当しない場合、第二に、事業が第三條の各号の一に該当いたしますとしておるといたしまして、も、収用しようとする土地が、はたしました者が、関係当事者は認められない場合、大体こういう場合をあつせんに適しないと認められる土地といふように規定したわけでございます。

次に第三項でございますが、事業施行地が二以上の都道府県にわたるような場合が想定いたします。かかる場合におきましては、必ず一つの都道府県のあつ旋委員のあつせんに付さなければならぬいばかりではございませんで、申請を受けたそれ／＼の都道府県がそれ／＼のあつ旋委員のあつせんに付してもさしつかえない、こういうことにいたしておるわけでござります。

しかしながら一方におきましてそれがその都道府県のあつ旋委員のあつせんに付することが適当でないという場合におきましては、関係都道府県の協議によりまして、いづれか一方の都道府県のあつ旋委員があつせんに当ればよろしい、こういうことにいたしておられます。この場合におきまして、あつ旋委員の人選等におきましては、関係都道府県の学識経験者等からこれを選定することができるわけでございまして、そういった意味からいたしまして、一方の関係都道府県のあつ旋委員のあつせんをもつとして、十分な運営の円滑を期し得ることができると存じております。

第十五條の三でございますが、あつ旋委員は、規定をいたしておりますよう、五人といたしておりますが、この機関は常設機関ではなく、まぜんで、かつ委員も非常勤の職員という建前にいたしております。

委員の手当、実費弁償等は、もっぱら都道府県の条例によつて支給されるにいたしておりますが、その事前に取用委員会の推薦される者うちから任命することにいたしておるわけでござい

四百九〇

次に第十五條の四に移ります。この改正法案の提案理由にも述べられておりますように、土地等の収用手続に入れる前の段階においてあつせんが行われるものでございますから、あつ旋委員会は、すでに土地綱目等の公告という収用手続がとられましたならば、あつせんは打ることにいたしております。

施委員のあつせんが終った後におきましては、すなわち「終ったとき」と申しますのは、あつせんが成功した場合でございます。それからその他の事由によつて「あつせんを打ちつた」と申しますのは、あつせんが成功せずして、中止のやむなきに至つた場合でござりますが、それらの場合におき

十五條の六でござります。これはあつせんの申請書、あつせん損否の場合の通知、あつ旅委員のあつせんに服した場合の通知等におきまして、政令でそれ／＼の施行上の必要な規定を定めた根拠規定でございます。

次に三十一條第二項の改正であります。三十一條は、土地収用法上事業認定がありましてから三年間に、起業者がかいつでも土地細目の公告の申請をいたしまして、強制収用手続に入るごとにできると規定しているわけでござりますが、今回このあつせん制度を規定いたしましたのに即応いたしまして、あつせんの申請があり、あつ旋委員のあつせんに付せられました場合におきましては、このあつせん制度の継続中三箇月間は起業者は土地細目の公

次に百三十五條の改正であります。百二十五條は、取用法上の手数料の規定でござりますが、このあつせん申請に対する手数料につきましては、起業者が申請者である場合におきましてのみ、これを徴収することにいたしました。あつせんそのものは、究極におきまして起業者の事業遂行を円滑に達成するためのものでございますし、従つてその利益を受ける者は当然起業者でなければならないと考えたからであります。一方土地所有者側に対しましては、あつせんの制度をできるだけ利用せしめるという建前におきまして、むしろ土地所有者側からはこの手数料を徴収しないことに規定いたしておりますのでござります。手数料の額につきましては政令で別途定めることにいたしております。

告の申請をすることをむしろ禁止しまして、あつせん制度に実効性をたせようという考え方から規定せられたわけでござります。この三箇月の、地図公告の禁止は、起業者側からつせんの申請があつたときはもちろん、相手方から申請のあつた場合に適用せられるものであります。

次に九十一條の第一項でござりますが、土地の立入り、障害物の伐除あるいは土地調査の作成のための測量調査のために、土地所有者の受けける損失補償については、すでに規定がござりますが、今回の改正によりまして、土地の試掘等による損失補償についても同様の必要がござりますので、その旨を規定して追加いたしましたのでござります。

以上が本改正案の逐條説明でござります。
○瀬戸山委員長代理 これにて逐條説明は終了しました。
これより質疑に入ります。質疑の通告がござります。これを順次許します。
す。蓬澤寛君。
○蓬澤寛君 ただいまの説明で、土地収用法の一部改正に関する点は、大体適正だと思いますが、この土地収用法のよつて起るゆえんは、ちょうど昨年でしたか、改正にあたつていろいろ、その所見が述べられたのですが、究極のところは、公共の福祉を増進するためには、やむを得ない範囲において他の所有権を侵すという趣旨で、今度の改正もできておると想うのです。そうだとすれば、今説明されたようなことは当然のことであるが、私はこの法文を見てももう一歩進み得ると想定できるので

の規定でございますが、あつせんの申請をした場合におきましても、代理を通じまして、このあつせん申請等をなし得る規定を追加したのであります。百三十七條は、収用委員等の秘密を守る義務を規定した條文であります。が、あつ旗委員につきましても、職業上知り得た秘密を守る義務を課す」といたしたのであります。

百四十三條は、罰則規定でございますが、先ほど申し上げました試掘等のために土地の立入り等をなす場合におきまして、都道府県知事の許可を必要といたしておりますが、その許可を受けるで土地に試掘等を行つた際に、該當者に対しまして三万円以下の罰金を科し得ることにいたしたのでござい

てやるといふことは確認しておるのですが、いま一步進めて、その基礎の調査をやるといふところくらいまではことを進むべきではないかと考えられる。今の御説明では一メートルないし一メートル五十五センチくらいの穴を明けたことはこれで確認しておるが、その基礎の調査をやるということを確認していないというおそれがある。この点まで御研究ができるかどうかといたことを、ちよつと御説明願いたい。

○瀧江政府委員 今回の改正では「試掘等」という字句を使っておりますが、すなわち試掘試験、いわゆるボーリングをなし得ることを規定したのです。たゞいまのお話によりますと、それ以外の方法において地質調査を可能ならしめる措置が必要ではなかということをございます。この卓は前の土地収用法を御審議願いましたときにも試掘等をむしろ規定したらどう

す。たとえていえば、今御指摘になつたように、樹木があると支障があつて測定できないので、それを伐採するというようなことは、全部この規定のに入つておりますが、それだけではだ満足でないから、地質の測量をする、ボーリングをするにあたつても、この規定によつてその認可までやう、公共の福祉を増進するために限度のことやろうということであれば、当然のことではあります、が、も一歩進んで私ども痛感することは、今回の北九州における水害の点を考えてもわかるよう、に、洞川の改修、山治水を急にやらねばならぬといふ場合を仮想すると、たとえばダムをつみるとすれば、ダムの基礎である岩盤調査をやる。それをボーリングによ

用という規定がございます。これはもつぱら収用法の本来の目的にもどりきとして、事業認定等の手続を経て、土地の収用委員会の裁決に従つてなし得る、こういう道も開けております。もしさうな場合におきましては、現行法によってはやはり収用法一般の手続に従つて土地の一時使用ということで解決せられるべきであるという考え方方に立つて規定をいたしております。さして、あたり私どもの見ているところでは、ボーリング等の規定を今回の中止によつていたすことによりまして、おおむねその目的は達せられるのではないか、かように考えております。

うかといいう御意見もございましたが、実際の土地収用法の対象となる河川修事業でございますとか、そういう場合における実際の必要性から勘案いしまして、必要と認めた場合には規定しようとということで、一応将来の政策にまつということにいたしておつたわけでござります。最近、御承知のようにダム工事が盛んに行われておりますので、その実態から判断して参りまして、やはり地質調査は主として試掘一リングによつて行われるのが現状のようでございます。そういうことから勘査して規定いたしたわけでございまして、そのほかの地質調査の方法、これを特に土地所有者の権利をある程度強制収用してもやらなければならぬという点につきましては、現在一時使

ことを、ここでわかりましたら、ひとつ知らしていただきたいと思います。

わからなければあとから文書でいただいてもよろしい。

○滋江政府委員 現在は収用法第五條、第六條等におきまして、その規定をいたしております。すなわち條件といたしましては、三條の各号の一に該当する事業であること、それから手続として、収用委員会に申請の手続をとる、そして収用委員会が認定すれば使用許可を与えられる、こうしたことになります。

○遠澤委員 私はその実例を承知しておりありますけれども、国が施行する電源開発事業にても、一応の計画が成り立つて、諸般の設備ができる、いよいよ実施するという場合において、百分の一ないし千分の一の、ごく少數の一部の問題が解決しないために、その事業を遂行することができないといふ場合が、だん／＼出て来ると思ふ。私どもも、その実例をよく承知しております。これは公共の福祉に反する私ども思ふ。土地収用法を適用することは所有権を侵すことだからなるだけ避けなければならない。しかしながら、一応の計画をきめて、多数の人がそれに賛意を表しているのに、百分の一ないし千分の一といふ少數の人のためにその事業の遂行ができないで、莫大な投資をしたものからまわりする、こういうことは、いわゆる公共の福祉を阻害するものであると思う。そうした場合のことをお考へになつて、あつ旋委員において適正な価格と申しますか、最後は価格の問

題になつて来ると思う。その場合、公定価格はないとしても、そこにおよそ

常識上の価格というものがある。かりにその地方の田が一反歩十万円で取引されておるとすれば、そこに緊急な事業をやる場合にこれがその三倍なり五倍の三十万円とか五十万円ならば、適当だと思う。ところが、これに対しても十倍とか三十倍とか四十倍といふものを吹つかけて来て、それがために事業の遂行ができない場合が多々ある。そ

ういう場合に、あつ旋委員によつて適正な価格でこれが売買できるような制度を確立するということは、公共の福祉を増進することになると私は思うのですが、こういふ点について御研究なさつたことがあるかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○南政府委員 お答え申し上げます。ただいまの御質問は収用法の七十二條に該当する場合だと思います。「近傍類地の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて」この「相当な価格」が問題になるのであります。御指摘の電源開発等のダムその他の問題において、いろいろな問題が起ります。今までのところはやはり買取価格、この買取価格が「相当の価格」という非常に抽象的な文句になつておりますために、いろ／＼むずかしい問題が起ります。今お話をありますように、二、三倍程度のものでありますれば、それは相当の価格といふべきであります。しかしながら、非常にむずかしいことがあります。そこにむずかしさがあるのであります。しかし、非常にむずかしいことであり、またきめなければならぬ

ことあります、さてこれを法律で規定するということは、なか／＼困難なのであります。要はあつせん制度の

意味の公共的目的を相互に了解していただきまして、適切有効な価格が出て参りますればいいのでありますけれども、なか／＼困難であります。しかし、これを法律で規定いたしますことは、なか／＼困難でありますので、もう少いろ／＼の事例に従いまして、通牒その他でもつて一つの基準を与えることも、可能ではあります。しかば、それがはたしてほんとうに法的拘束力を持つかどうかという点になりますと、法律で規定しにくい関係から聞かなければ、それだけということになつて、なか／＼むずかしい問題であります。しかし、反面において再評価の問題とかいろいろな問題がありますし、客観的な土地の価格というのもだん／＼きまりつありますから、御指摘のように二十倍、三十倍というような、足元につけるような価格は聞かなくてもいいのではないか、また聞いてはならない価格ではなかろうかと思つております。

○久野委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○久野委員長 本案に関する質疑は次に続行することにいたします。
本日はこの程度とし、次回は公報をもつてお知らせいたします。
本日はこれにて散会をいたします。

昭和二十八年七月十五日印刷

昭和二十八年七月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局